

# 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所役職員行動規範

平成23年3月30日

改正：平成28年4月 8日

## （目的）

第1条 この行動規範は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）の役職員がその業務の公共性に鑑み、業務を遂行するに当たり、職務上の義務として遵守すべき事項を定め、研究所の社会的信頼の維持・向上を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この行動規範において役職員とは、理事長から任命された役職員のみならず、派遣職員等研究所で業務に携わるすべての者を含むものとする。

## （社会的信頼の確保）

第3条 役職員は、研究所の公共性を自覚し、研究所に対する社会的信頼を維持し、向上させるよう努めなければならない。

## （法令等の遵守）

第4条 役職員は、関係法令、規程等を遵守するとともに、常に国民の視点に立って、高い志と誇りを持って業務に当たらなければならない。

## （説明責任）

第5条 役職員は、研究所の業務の公共性を踏まえ、説明責任を意識し、適切な情報提供に努めなければならない。

## （業務運営の効率性・透明性の確保）

第6条 役職員は、効率的・効果的かつ公平で透明性の高い業務運営を行わなければならない。

## （業務上の相手に対する公平性）

第7条 役職員は、業務上の相手すべてに対し、公平、誠実に行動するものとし、癒着その他社会的信頼性に欠けた行動をしてはならない。

## （利害関係者等との節度ある関係）

第8条 「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 倫理規程」に基づくところにより、役職員は利害関係者等からの贈与、供応等に係る禁止行為等に細心の注意を払い、その職務に対して誠実でなければならない。

(兼業等)

第9条 「職員の兼業等に関する規程」に基づくところにより、役職員は、所定の手続により承認を受けた後でなければ、他の業務に就いてはならない。

(情報の管理)

第10条 役職員は、法令等に基づく守秘義務を全うするため、業務上知り得た相手方の秘密及び個人情報を厳重かつ適切に管理し、情報漏洩には細心の注意を払わなければならない。

(知的財産権の尊重)

第11条 役職員は、他人が所有する知的財産権を尊重し、これを侵害してはならない。

(利益相反行為の禁止)

第12条 役職員は、業務を遂行するに当たって、研究所の利益と相反するような行為をしてはならない。

(株式の取引に対する注意)

第13条 役職員は、株式の取引について、インサイダー取引その他の不正がないよう厳正に注意しなければならない。

(研究所の財産権等の適切な利用)

第14条 役職員は、研究所の財産及び情報等を業務以外の目的のために利用してはならない。

(適正な会計処理)

第15条 役職員は、経費及び財産等に係る会計処理を適正に行うとともに内部牽制が機能するよう努めなければならない。

(セクシュアル・ハラスメント等の防止)

第16条 役職員は、セクシュアル・ハラスメントその他職場の健全な環境、秩序及び規律をみだすような行為をしてはならない。

(環境への配慮)

第17条 役職員は、環境保全に対し自主的・積極的な取組を行い、環境に配慮した行動に努めなければならない。

(健全な職場環境の形成)

第18条 役職員は、明るく健全な職場作りに配慮し、安全衛生管理の徹底を図らなければならない。また、お互いに連絡、報告、相談を行い、協力しながら

ら、業務に当たり、問題が発生した場合には、速やかに上司等に報告しなければならない。

(行動規範の率先垂範)

第 19 条 役員及び管理職は、業務の遂行にあたり、この行動規範に従って、自ら率先垂範して臨まなければならない。

附則

この規範は、平成 23 年 3 月 30 日から施行する。

附則

この規範は、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。